

参考資料・計画策定の経過等

参考資料・計画策定の経過等

本計画の策定にあたっては、市民委員からなる「西東京市みどりの基本計画策定委員会」を設置して、計画案の検討・答申をいただきました。

また、昨年（平成15年）12月には、市民説明会を開催するとともに、「パブリックコメント（市民意見提出手続き）制度」により、ご意見をいただき、計画案への反映に努めました。

策定の経過等は、次に示す通りです。

【策定委員会】

| | 開催年月日 | 主要な議題 |
|-----|---------------|---|
| 第1回 | 平成15年3月13日（木） | 委員長及び委員長職務代理の選任について 委員会の傍聴要領案及び会議録について 計画策定の基本方針について 今後のスケジュールについて |
| 第2回 | 平成15年5月15日（木） | みどりに関わる課題について |
| 第3回 | 平成15年7月10日（木） | みどりの将来像について みどりのまちづくりの方針について |
| 第4回 | 平成15年9月25日（木） | みどりの基本計画（骨子案）について |
| 第5回 | 平成15年11月6日（木） | みどりの基本計画（素案）について |
| 第6回 | 平成16年2月19日（木） | みどりの基本計画（原案）について |

【策定委員会名簿】

| 氏 名 | 選 出 区 分 | 備 考 |
|---------|---------|---------|
| 上 松 淳 一 | 学識経験者 | 委 員 長 |
| 緒 方 信 子 | 学識経験者 | |
| 小 川 武 廣 | 公募市民 | |
| 下 山 順 男 | 学識経験者 | 委員長職務代理 |
| 田 中 みゆき | 公募市民 | |
| 花 房 敦 子 | 学識経験者 | |
| 土 方 元 光 | 学識経験者 | |
| 比留間 玲子 | 学識経験者 | |
| 柳 川 久 | 公募市民 | |
| 吉 尾 恵 子 | 公募市民 | |

用語解説

本計画の文中に使われている難解な用語の解説を、以下に示します。

* は、関連する用語です。

【あ行】

オープンガーデン：個人の庭を、地域の財産としていかすために一般に開発するものです。イギリスで生まれた考え方で、わが国でも普及しつつあります。有料で公開して収益を福祉活動にあてている例もみられます。

【か行】

開発許可制度：一定規模以上の民間による開発が行われる場合に、その内容を行政が審査し、必要に応じて指導する制度です。開発に見合った道路や公園などの都市基盤の提供などが義務づけられています。 宅地開発指導要綱

建築確認制度：建物の新築や建替え・大規模な増改築などの際に、行政（または民間の確認機関）がその内容を審査し、法的条件を満たしているかどうか確認する制度です。条件を満たせば「建築確認」がなされ、建築着手が可能となります。

【さ行】

施設緑地：目にみえる施設として保全・整備する緑地のことです。 地域制緑地

シンポジウム：特定のテーマについて座談会や講演・事例紹介などを行う場のことです。

生産緑地地区：特定の都市部にあって30年間は農地として営農を続けることを所有者が宣言し、都市計画に定められた農地のことです。宅地並み課税が免除されます。相続の発生時や特殊事情で営農が困難になった場合には、行政に買取りの申し出ができることとなっています。本市では、多くの農地が「生産緑地」の指定を受けています。

親水：水に触れたり雰囲気を感じることができるような「水と親しめる状態」のことです。

雑木林：様々な種類の樹木が共存する林のことです。

総合計画：財政・経済・防災・環境・保健福祉・教育・まちづくりなど、市政全般にわたる基本方針と施策内容をまとめたものです。

【た行】

宅地開発指導要綱：一定規模以上の宅地開発にあたっては、「開発許可制度」により一定の基準を満たす必要がありますが、よりきめ細かなルールを各自治体レベルで定めたものが「宅地開発指導要綱」です。本市でもこれを定めて計画的な開発の規制・誘導に努めています。
開発許可制度

地域制緑地：法律や条例、協定などにより、一定の区域を指定することにより、保全・充実していかうという緑地のことです。 施設緑地

地区計画制度：きめ細かな地区単位での街づくりを可能とするために、住民参加で地区のルール（建物の用途・道路や公園の新設位置など）を作り、法的に定めるものです。

都市計画マスタープラン：都市計画法で定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。道路・公園・住宅地づくりなど、都市計画やまちづくりに関する市町村単位の基本計画となります。

都市計画公園：都市計画法に基づいて、位置などを都市計画に定めて計画・整備される公園のことです。 都市公園

都市計画道路：都市計画法に基づいて、路線形状・配置・幅員などを都市計画に定めて計画・整備される道路のことです。計画予定地には建築制限がはたらくなどします。

都市公園：都市公園法に基づいて設置される公園のことです。都市計画公園である場合もそうでない場合もあります。 都市計画公園

【は行】

バリアフリー化：段差の解消や手すりの設置などによって、空間の移動や利用の際の障害をなくすことです。誰にとっても利用しやすいようにあらかじめ作っておく「ユニバーサルデザイン」の考え方も一般化してきています。

ヒートアイランド現象：都市において開発が進行することで、熱が逃げにくくなることで大気の温度が上昇する現象のことです。

風致地区：都市の風致を維持するために、建築物の新築や土地の形質の変更などの際に、行政当局による許可が必要とされる地区のことです。本市では指定されていません。

ポケットパーク：街角のちょっとした空間を利用して整備される小公園のことです。

保存樹木・保存樹林：保存する必要性の高い樹木や樹林を認め、行政が指定したものです。本市では、その管理に補助金交付などの支援が行われています。

萌芽更新：適切な維持管理により芽を育て、15～20年後に再び伐採を繰り返すことで雑木林を維持する方法のことです。かつての雑木林で、薪（まき）や炭などに利用するために、一定期間ごとに樹木を伐採し、新芽を育てていたことに習ったものです。

【や行】

屋敷林：古くからある屋敷の庭にある林のことです。

【ら行】

緑地協定：近隣住民同士が協定を結び、緑化や緑地保全などを図っていくという協定制度のことです。私的な契約となるため、法的な拘束力はありません。

緑地保全地域：良好な自然環境を守るために、東京都が独自に指定している地域のことです。本市では、「碧山森緑地保全地域」「保谷北町緑地保全地域」が指定されています。

緑地保全地区：良好な自然環境を守るために、建築物の新築や土地の形質の変更などの際に、東京都知事の許可が必要とされる地区のことです。本市では、「東伏見稻荷緑地保全地区」が指定されています。

緑被率：緑に覆われた割合のことです。本市の現在の緑被率は、約29%となっています。

【わ行】

ワークショップ：気軽に意見を出し合えるように、図面を利用するなどの工夫がなされた全員参加型の会議形式のことです。